

事業報告

（ 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日 ）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は平成 30 年 9 月、産業競争力強化法改正法の施行に伴い発足した、オープンイノベーションを通じた産業競争力の強化と民間投資の拡大という政策目的の実現に寄与することを目的とする組織です。IoT、ビッグデータ、AI など、新たな情報技術の社会実装等に伴う産業構造、経済社会の変革が世界で加速する中、投資に適したガバナンス構造と迅速で柔軟な投資判断により、長期・大規模な成長投資を中心としたリスクマネー供給への要求に応える組織として誕生しました。

当社は、産業競争力強化法に基づく経済産業大臣の認可を受け、ファンドへの投資及びファンドの組成等を通じて政策的に意義のある事業分野へのリスクマネー供給を行うこととしています。

令和 7 年度においては、政府の「スタートアップ育成 5 か年計画」も踏まえ、当社として、「ディープテック」、「プレシード・シード」、「グロース」、「ゴー・グローバル」などの分野を重点的に支援する方針の下、政策的意義や投資評価を踏まえて個別ファンドへの投資を実施いたしました。国内新興 VC への出資を進めるとともに、スタートアップの創出・育成に関するグローバル市場における先端的な知見、日本市場にはまだ備わっていない機能・プレイヤーを日本市場に導入・育成していくための方策を検討し、国内 VC、スタートアップと海外 VC との連携強化等を目的とした海外 VC への出資等を行いました。また、国内市場や政策の動向を踏まえ、「ユニコーンベンチャー創出に向けたアーリー段階での成長支援」及び「大型案件に投資するバイアウトファンド」を新たに投資検討対象とし、テーマの拡充を図り、投資を実施いたしました。結果、令和 7 年度合計で、12 件の民間ファンドへの LP 投資を実行しました。

また、当社の子会社としてベンチャー・グロース領域へのリスクマネー供給を担う JIC ベンチャー・グロース・インベストメンツ株式会社では、JIC ベンチャー・グロース・ファンド 1 号投資事業有限責任組合（VGF1 号、ファンドサイズ 1,200 億円）の投資先の支援に取り組むとともに、JIC ベンチャー・グロース・ファンド 2 号投資事業有限責任組合（VGF2 号、ファンドサイズ 2,000 億円）及びダイレクト・セカンダリーや上場済スタートアップへの成長資金供給を戦略とする JIC VGI オポチュニティファンド 1 号投資事業有限責任組合（OPF1 号、ファンドサイズ：400 億円）からの新規投資を進めました。

加えて、当社の子会社としてバイアウト・ラージグロース領域へのリスクマネー供給

を担う JIC キャピタル株式会社では、JICPE ファンド 1 号投資事業有限責任組合（PEF1 号、ファンドサイズ 2,000 億円）及び JICPE 共同投資ファンド 1 号投資事業有限責任組合（PEFJ1 号、ファンドサイズ 9,000 億円）による投資を進めてきました。引き続き、事業再編のための資金供給が求められる中で、継続的な投資活動を行うべく、令和 7 年 11 月には、JICPE ファンド 2 号投資事業有限責任組合（PEF2 号、ファンドサイズ 6,000 億円）及び JICPE 共同投資ファンド 2 号投資事業有限責任組合（PEFJ2 号、ファンドサイズ 2,000 億円）を組成しました。

株式会社 INCJ については、これまで投資を行ってきた 144 件すべての Exit が完了し、最終的な INCJ としての収支は累計投資額 1 兆 2,963 億円に対し累計回収額 2 兆 3,335 億円となりました。令和 7 年 10 月 1 日を効力発生日として JIC が吸収合併し、その活動を終了しました。INCJ の知見については、組織としての継承に引き続き取り組んでまいります。

当期においては、売上高は、投資事業有限責任組合への LP 投資に伴う投資事業組合運用益等により 97 億円となりました。

一方、売上原価は、投資事業有限責任組合への LP 投資に伴う投資事業組合運用損等により 200 億円となりました。この結果、売上総損失は 103 億円となりました。

これに、販売費及び一般管理費 49 億円を加えた結果、当期の営業損失は 152 億円、経常損失は 199 億円となりました。さらに INCJ の合併による特別利益 3,093 億円を加えた結果、最終的な当期純利益は 2,894 億円となりました。

また、投資活動の結果、当期末における貸借対照表上の営業投資有価証券は 1,845 億円、関係会社出資金は 1 兆 1,529 億円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資につきましては、備品の整備等を行いました。その結果、当期の設備投資額は、4 百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

当期については、投資資金の安定確保を目的として、5,000 億円を金融機関から借入れ、3,000 億円の社債を発行しております。

さらに、当期に政府から 799 億円の追加出資を受けております。

(4) 対処すべき課題

日本経済について、長引くデフレを背景に国内投資を抑制する「コストカット型経済」から投資・賃金・物価も伸びる「成長型経済」への移行を促し、これらを持続的成長へつなげるための国内投資・イノベーションの好循環の実現を図るとともに、Society5.0

の実現を図るため、第四次産業革命や地政学的リスクの高まりなどを背景とした国際経済秩序や競争条件の変化及び気候変動など民間だけでは対応できない社会的課題への要請などに対応することが求められています。

そのような中で、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となっており、スタートアップの挑戦や、事業ポートフォリオの組換え・強化等を目指す既存企業の果敢な経営判断を後押しし、国際的な視野で成長を目指す企業の戦略投資を支える必要性が高まっています。

しかし、我が国では、現状においても、産業活動の革新を支えるリスクマネーが量・質ともに不足している状況にあります。このため、リスクマネー供給の拡大を通じて事業を行う事業者の持続的成長を実現し、更なる国内へのリスクマネー需要を喚起するというリスクマネーの好循環を創出することが、引き続き、重要な政策課題となっています。

こうした課題に対して、当グループは「未来に投資し、日本を拓く（JIC グループは、投資活動を通じて日本の産業競争力を強化し、日本の“これから”を切り拓きます。）」ことをミッション（経営理念）として掲げています。

この経営理念の下、当グループは「日本のリスクマネーの好循環の原動力となる（JIC グループは、産業競争力強化に向けた投資を通じて、企業の価値向上を支援します。また、投資活動や人材・知識の供給を通じ、投資を巡るエコシステムの拡大に貢献します。）」をビジョン（目指す姿）としています。

当社としては、上記の経営理念及び目指す姿を念頭に、投資基準に基づきファンド投資戦略を遂行し、我が国におけるオープンイノベーションを通じた産業競争力の強化と民間投資の拡大に取り組んでまいります。

なお、令和6年6月に、産業競争力強化法が改正され、当社の運用期限が令和16年3月31日から令和32年3月31日までに延長されました。これを受け、中長期的なミッション遂行に向けて必要な組織整備も行っていきます。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 14 期 (令和 4.4.1～ 令和 5.3.31)	第 15 期 (令和 5.4.1～ 令和 6.3.31)	第 16 期 (令和 6.4.1～ 令和 7.3.31)	第 17 期 (令和 7.4.1～ 令和 8.3.31)
売 上 高	1,268,820	25,337,709	5,758,417	9,738,613
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△8,396,584	2,463,984	△23,395,841	△19,959,998
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△8,403,074	2,460,184	△23,400,689	289,431,043

1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△)(円)	△1,185.67	347.13	△3,300.14	34,384.06
総 資 産	761,953,877	1,845,383,418	2,294,492,627	2,044,924,573
純 資 産	508,623,398	513,722,750	557,883,776	931,618,759
1株当たり純資産額(円)	71,766.74	72,486.26	66,292.89	101,241.11

(注) 1株当たりの当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たりの純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	出 資 比 率	主要な事業内容
JIC ベンチャー・グロース・インベスト メンツ株式会社	66.6%	投資業及び関連業務
JIC キャピタル株式会社	100.0%	投資業及び関連業務

(注) 株式会社 INCJ は、令和7年10月1日に当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当期より重要な子会社から除外いたしました。

(7) 主要な事業内容

当社の主な事業は次のとおりとなっております。

- ① 当社が支援決定を行った対象事業者に対する出資
- ② 当社が支援決定を行った対象事業者に対する基金の拠出
- ③ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する資金の貸付け
- ④ 当社が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- ⑤ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 当社が支援決定を行った対象事業者が発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証
- ⑦ 当社が支援決定を行った対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募

- ⑧ 特定事業活動（自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動をいう。以下同じ。）を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣
- ⑨ 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑩ 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密の開示
- ⑪ 上記⑩に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること
- ⑫ 認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価
- ⑬ 保有する有価証券の譲渡その他の処分
- ⑭ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑮ 上記①～⑭に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑯ 特定事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑰ 上記①～⑯に掲げる業務に附帯する業務
- ⑱ 上記①～⑰に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内での、次に掲げる業務
 - イ 産業競争力強化法第 2 条第 29 項で定める特定政府出資会社（以下「特定政府出資会社」という。）が行う出資に係る業務の効果的な実施に関する基本方針の作成
 - ロ 特定政府出資会社が発行する株式の譲受け及び保有
 - ハ 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施を確保するための専門家の派遣、助言その他の支援
- ニ 主務大臣に対する、その行う特定政府出資会社の業務の実績の評価に関する必要な情報の提供
- ⑲ 上記①～⑱に掲げるもののほか、当社の目的を達成するために必要な業務

(8) 主要な営業所

① 本社

東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号

② 主要な子会社の事業所

会 社 名	所在地
JIC ベンチャー・グロース・インベストメンツ株式会社	東京都港区
JIC キャピタル株式会社	東京都港区

(9) 従業員の状況（令和 8 年 3 月 31 日現在、出向者(以下の(注)参照)を含む。派遣社員を除く。）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
76 名	1 名増	43.5 歳	4.61 年

(注) 他機関から当社への出向者を含み、当社から子会社への出向者は除いております。

(10) 主要な借入先（令和 8 年 3 月 31 日現在）

	借入金残高
株式会社北洋銀行	132,000,000 千円
信金中央金庫	125,000,000 千円
株式会社三菱UFJ銀行	100,000,000 千円
株式会社りそな銀行	42,000,000 千円
株式会社ゆうちょ銀行	30,000,000 千円
株式会社北陸銀行	26,000,000 千円
東京短資株式会社	20,000,000 千円
株式会社北國銀行	15,000,000 千円
株式会社琉球銀行	10,000,000 千円
合 計	500,000,000 千円

(11) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和 8 年 3 月 31 日現在）

(1) 発行可能株式総数 11,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 9,212,180 株（自己株式 10,200 株を含む）

(3) 株 主 数 26 名

(4) 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
財務大臣	8,931,980 株	97.06%
株式会社日本政策投資銀行	30,000 株	0.32%
旭化成株式会社	10,000 株	0.10%

大阪瓦斯株式会社	10,000 株	0.10%
キャノン株式会社	10,000 株	0.10%
シャープ株式会社	10,000 株	0.10%
株式会社商工組合中央金庫	10,000 株	0.10%
住友化学株式会社	10,000 株	0.10%
住友商事株式会社	10,000 株	0.10%
住友電気工業株式会社	10,000 株	0.10%
ソニーグループ株式会社	10,000 株	0.10%
武田薬品工業株式会社	10,000 株	0.10%
株式会社東芝	10,000 株	0.10%
トヨタ自動車株式会社	10,000 株	0.10%
日揮ホールディングス株式会社	10,000 株	0.10%
パナソニックホールディングス株式会社	10,000 株	0.10%
東日本旅客鉄道株式会社	10,000 株	0.10%
株式会社日立製作所	10,000 株	0.10%
丸紅株式会社	10,000 株	0.10%
株式会社みずほ銀行	10,000 株	0.10%
株式会社三井住友銀行	10,000 株	0.10%
三菱ケミカルグループ株式会社	10,000 株	0.10%
三菱重工業株式会社	10,000 株	0.10%
三菱商事株式会社	10,000 株	0.10%
株式会社三菱 UFJ 銀行	10,000 株	0.10%
ENEOS 株式会社	10,000 株	0.10%

(注) 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式 (10,200 株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項 (令和 8 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (令和 8 年 3 月 31 日現在)

(1) 取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	横 尾 敬 介	特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・

		イノベイティブ・ネットワーク 代表理事 (株)リコー 社外取締役 (株)高島屋 社外取締役
取締役（CIO）	久村俊幸	JIC ベンチャー・グロース・インベストメン ツ(株) 取締役(非業務執行) JIC キャピタル(株) 取締役(非業務執行)
取締役（CSO）	亀山 慎之介	JIC ベンチャー・グロース・インベストメン ツ(株) 取締役(非業務執行) JIC キャピタル(株) 取締役(非業務執行) 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協 会 理事
取締役（CFO）	長田 敬	
取締役	小堀 秀毅	旭化成(株) 取締役会長 (株)旭リサーチセンター 取締役 一般社団法人日本経済団体連合会 副会長 兼理事 (株)野村総合研究所 社外取締役 セイコーグループ(株) 社外取締役
取締役	岡 俊子	明治大学大学院グローバルビジネス研究科 専任教授 (株)ハピネット 社外取締役 ENEOS ホールディングス(株) 社外取締役 (株)グロービス 社外取締役 日立建機(株) 社外取締役 アース製薬(株) 社外取締役
取締役	小笠原 範之	シンプレクス・アセット・マネジメント(株) 取締役会長 シンプレクス・キャピタル・インベストメン ト(株) 取締役 シンプレクスホールディングス(株) 取締役 監査等委員 シンプレクス(株) 監査役 Xspear Consulting (株) 監査役 Deep Percept (株) 監査役
取締役	忽那 憲治	東京大学応用資本市場研究センター 特任 教授

		神戸大学大学院科経営学研究科 客員教授 神戸大学 名誉教授 (株)イノベーション・アクセル 取締役 一般社団法人エフェクチュアルアートシンキング研究所 理事 一般社団法人 M&A 研究学会 代表理事
取締役	幸田 博人	(株)イノベーション・インテリジェンス研究所 代表取締役社長 リーディング・スキル・テスト(株) 代表取締役社長 ポラリス・キャピタル・グループ(株) 社外取締役 (株)環境エネルギー投資 社外取締役 日本協創投資(株) 社外取締役 Institution for a Global Society(株) 社外取締役 (株)Arent 社外取締役
監査役	江戸川 泰路	江戸川公認会計士事務所 代表パートナー EDiX(株) 代表取締役 (株)エニグモ 社外取締役 Heartseed(株) 監査役（非常勤） アクシスコンサルティング(株) 社外取締役
監査役	押 味 由佳子	LBX 法律事務所 パートナー オリックス不動産投資法人 執行役員 株式会社プロレド・パートナーズ 社外取締役（監査等委員） エクシオグループ株式会社 社外監査役 日本電子株式会社 社外監査役

- (注) 1. 監査役押味由佳子氏は、令和7年6月27日付で監査役に選任され、就任いたしました。
2. 末岡晶子氏は、令和7年6月27日付で監査役を退任いたしました。
3. 小堀秀毅、岡俊子、小笠原範之、忽那憲治及び幸田博人の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 江戸川泰路及び押味由佳子の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役江戸川泰路氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見

を有するものであります。また、監査役押味由佳子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は執行役員制度を導入しており、令和8年3月31日現在の執行役員は下記表のとおりであります。

地 位	氏 名
執 行 役 員	秦 由 佳
執 行 役 員	鈴 木 良 枝

(注) 1. 執行役員鈴木良枝氏は、令和7年6月27日付にて執行役員となりました。

2. 常務執行役員関根武氏は、令和8年1月31日付で辞任しました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額		
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	9 人 (5 人)	147,134 千円 (42,100 千円)	— (—)	— (—)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 人 (3 人)	18,541 千円 (18,541 千円)	— (—)	— (—)
計	12 人	165,676 千円	—	—

(注) 支給人数には、当事業年度中に退任した社外監査役1名が含まれております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定にかかる方針について

平成21年7月14日開催の株主総会において、当社の取締役の報酬の額は年間2億5,000万円以内、当社の監査役の報酬の額は年間8,000万円以内とそれぞれ決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は5名）、監査役の員数は2名です。

当社は、取締役の報酬支給基準の改定について取締役会の決議により定め、その概要を、「役職員の報酬・給与等の支給の基準」として令和8年4月28日付けで当社HP上 (https://cdn.prod.website-files.com/69433cc0fd2eb11897468c8a/69ef38075532e7b0776dc75d_JIC_20260428.pdf) において公表しております。また、当社は、監査役の報酬支給の基準について、個人別の上限額を設定し、取締役の報酬基準と同様に令和8年4月28日付けで公表をしております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当期における主な活動状況（産業革新投資委員会における活動を含む）

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 兼 産業革新投資委員 (委員長)	小 堀 秀 毅	社外取締役である同氏には、事業会社での代表者としての経験を活かした適切な助言を期待しております。 同氏は、当期開催の取締役会（書面決議を含む。以下同じ。）16 回すべて、産業革新投資委員会（書面決議を含む。以下同じ。）13 回すべてに出席し、事業会社での代表者としての経験を活かし、社外の立場から当社にとって有益な指摘や助言を行っております。
取 締 役 兼 産業革新投資委員	岡 俊 子	社外取締役である同氏には、事業会社での代表者としての経験を活かした適切な助言を期待しております。 同氏は、当期開催の取締役会 16 回すべて、産業革新投資委員会 13 回すべてに出席し、事業会社での代表者としての経験を活かし、社外の立場から当社にとって有益な指摘や助言を行っております。
取 締 役 兼 産業革新投資委員	小笠原 範 之	社外取締役である同氏には、金融機関での見識を活かした適切な助言を期待しております。 同氏は、当期開催の取締役会 16 回すべて、産業革新投資委員会 13 回すべてに出席し、金融機関での見識を活かし、社外の立場から当社にとって有益な指摘や助言を行っております。
取 締 役 兼 産業革新投資委員	忽 那 憲 治	社外取締役である同氏には、学識経験者としての見識を活かした適切な助言を期待しております。 同氏は、当期開催の取締役会 16 回すべて、産業革新投資委員会 13 回すべてに出席し、学識経験者としての見識を活かし、社外の立場から当社にとって有益な指摘や助言を行っております。
取 締 役 兼 産業革新投資委員	幸 田 博 人	社外取締役である同氏には、金融機関での見識を活かした適切な助言を期待しております。 同氏は、当期開催の取締役会 16 回すべて、産業革新投資委員会 13 回すべてに出席し、金融機関での見識を活かし、社外の立場から当社にとって有益な指摘や助言を行っております。
監 査 役	江戸川 泰 路	当期開催の取締役会 16 回すべて、産業革新投資委員会 13 回すべてに出席。公認会計士としての専門的見識を活かし、社外

		の立場から発言を行っております。
監 査 役	押 味 由佳子	当期開催の取締役会 16 回のうち 12 回、産業革新投資委員会 13 回のうち 11 回に出席（なお、就任後の開催については、取締役会 12 回すべて、産業革新投資委員会 11 回すべてに出席）。弁護士としての専門的見識を活かし、社外の立場から発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下同じ。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、取締役及び監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約について

当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、役員賠償責任保険に加入しております。なお保険料は当社が全額負担しております。

当該契約は、被保険者が、その役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任に係る請求を受けることによって生ずる損害賠償金や争訟費用などを填補することとしております。ただし、職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該契約において、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由の定めや、填補限度額（10 億円）の定めを設けております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
会計監査人としての報酬等の額	12,600 千円

(注) 監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である計算書類等（監査報告書を含む）の英訳業務を委託し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制について

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、次のとおり決議し、以下の体制の下で、適正に業務を遂行しております。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、役職員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先する体制の構築を目的として、取締役会決議により「コンプライアンス規程」を定めております。
 - ア. 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスを統括する部署を設置しており、各部署におけるコンプライアンス推進の体制を整備しております。
 - イ. 当社は、コンプライアンス関連の諸規程を整備し、研修等によりコンプライアンス

スの徹底を図っております。

ウ．当社は、法令又は社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかには社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役職員に通知しております。

エ．内部通報を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取り扱いをすることを禁ずる体制を整えております。

② 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

③ 当社は、「内部監査規程」に基づき、被監査部門から独立した内部監査部門により、実効性のある内部監査を実施しております。

(2) リスク管理に関する体制

① 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、取締役会決議により「リスク管理規程」を定めております。

② 当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行っております。

③ 重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行う体制を整えております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、適切に経営管理を行っております。

② 当社は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づいて業務運営を行う体制として、分業体制による業務の専門化・高度化を図っております。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続きの機動性向上を図っております。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行っております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、子会社の損失の危険の管理に関する体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制並びに子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法

令及び定款に適合することを確保する体制については、子会社の規模や業務内容に応じて適切な体制を構築しております。

(6) 監査役の監査に対する体制

① 監査役への報告に関する体制

- ア. 当社は、役職員が当社の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する体制を整えております。
- イ. 当社は、役職員が当社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項若しくはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する体制を整えております。
- ウ. 当社は、監査役が職務の遂行に必要となる事項について役職員に対して随時その報告を求めた際に、監査役に対し当該事項を報告する体制を整えております。
- エ. 当社は、子会社の役職員が、当社の監査役に対して、必要な報告を行う体制を整えております。
- オ. 当社の役職員及び子会社の役職員が監査役に報告を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取り扱いをすることを禁ずる体制を整えております。

② 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ア. 当社は、監査役の職務を補助するため、使用人を補助者（非専任）として選任しております。
- イ. 当社は、監査役の意向を尊重し、監査役の職務を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項を決定しております。
- ウ. 当社は、監査役の職務を補助する使用人につき、当社の就業規則に従うが、監査役の補助業務に関する指揮命令権は監査役に帰属することとしております。

③ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 上記項目に加え、当社は、監査役に対して以下の事項を確保しております。
- ア. 代表取締役、会計監査人との定期的な会合
- イ. 子会社等の調査等の実施
- ウ. アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用
- エ. 前ア. からウ. に要する費用の当社による負担及び必要な場合の前払

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社内のコンプライアンス委員会において幹部と問題意識の共有を図るとともに、コンプライアンスの実施状況について取締役会に報告しております。

当社は、内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に従い、監査役と事前協議の上内部監査計画を立案し、内部監査を実施し、代表取締役のほか監査役にも

報告のうえ、必要に応じて改善提言を行っています。

② リスク管理に関する体制

当社は、リスク管理委員会を適宜開催し、リスクマネジメントについて、事業継続計画等の策定、評価・検証・改善等を行っています。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、産業競争力強化法第 95 条により、特定資金供給の対象となる事業者及び特定資金供給の内容の決定、認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価、保有する認可特定投資事業者の有価証券又は債権の譲渡その他の処分の決定、直接資金供給の対象となる事業者及び当該直接資金供給の内容の決定、並びに直接資金供給の対象である事業者に係る有価証券又は債権の譲渡その他の処分の決定は、取締役会から産業革新投資委員会に委任しています。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の経営判断、執行に関する議事録等必要な文書等を保存・管理しています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の取締役会に当たっては事前に協議を、子会社の株主総会に当たっては、社内決裁を、それぞれ経ることによってその業務の適正を確保しています。

⑥ 監査役の監査に対する体制

当社は、社外監査役 2 名が、取締役会に出席するとともに、毎年、役職員との面談を通じ、業務執行の状況、決算等の報告を受けるとともに、内部監査室から内部監査進行状況及び結果について、法務コンプライアンス室からコンプライアンスに関連する事項について適宜監査役に報告しています。

当社は、監査役の職務を補助するため、3 名の使用人を補助者として選任しています。

当社の監査役は、代表取締役及び会計監査人と年に数回会合し、子会社等の調査等は、その管理部門から報告を受けています。

7. 親会社等との間の取引に関する事項

当社の事業目的を遂行するため、法令に定められたところにより、親会社等に該当する財務大臣から当社借入金及び社債に対する債務保証を受けております。当社取締役会としては、この債務保証の付与にかかる取引について保証料の支払いを行っていないことから、当社の利益を害さないものであり、当社の利益を害さないように留意する事項もないと判断しております。

また、親会社等に該当する財務大臣から追加で出資金の受入れ（総額 799 億円、1 株あたりの払込金額 101,711 円）を行っております。この取引における取引条件（1 株あたりの払込金額）及びその決定方法については、純資産価値方式により決定しております。当社取

締役会としては、この出資金の受入れについては、直近の財務数値を基礎として客観的に算定された適正な条件により行われていることから、当社の利益を害さないものと判断しております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。